

山口県報

令和8年
9月11日
(金曜日)

目次

○規則 山口県収入証紙条例施行規則を廃止する規則（会計課）	一
○告示 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	二
公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正（生活衛生課）	四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（技術管理課）	四
○教委公告 契約の締結	五
○選管告示 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	六



山口県収入証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年九月十一日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第三十五号

山口県収入証紙条例施行規則を廃止する規則

山口県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山口県規則第五十九号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 山口県収入証紙条例を廃止する条例（令和七年山口県条例第三十三号。以下「廃止条例」という。）附則第三項又は第四項の規定により山口県収入証紙（以下「証紙」という。）を返還して現金の還付を受けようとする者は、証紙返還及び現金還付請求書（附則別記様式）により当該証紙を添えて、知事に対し、当該証紙の返還及び現金の還付の請求をしなければならない。

3 廃止条例附則第四項後段の規定により還付する金額は、返還された証紙の額面金額の合計額からこの規則による廃止前の山口県収入証紙条例施行規則（以下「廃止前の規則」という。）第十三条第一項の規定により支払われた当該返還された証紙に係る証紙売りさばき手数料の額の合計額に相当する額を減じた額とする。

4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の規則第十二条第一項の規定により証紙の買受代金の延納の特約の申請をし、施行日以後に当該買受代金を納入する者に対する廃止前の規則第十三条の規定の適用については、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

オイルセパレーター		
処理後	処理前	処理後
〃	八	〃
〃	九、六	九、七
〃	八・五	七・四
〃	二〇	一九・四
〃	一・四	二〇
〃	二・三	三〇
一・八	二	〃
〃	二	〃
〃	五	〃
〃	一	〃
〃	三	〃
〃	二四、〇〇〇	〃
〃	二四、〇〇〇	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		排水の汚染状態の値	排水の汚染状態の値	
〃	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)	常
〃	九、六	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二	八・五	通	浮遊物質 (mg/l)	常
一〇	二〇	最大	鉍油類 (mg/l)	
一	一四	通	窒素 (mg/l)	常
九	二・三	最大	リン (mg/l)	
一	一・八	通	排水の一日当たりの量 (m ³)	常
一	二	最大	〃	
三	五	通	〃	常
〇・五	一	最大	〃	
一・五	三	通	〃	常
一四、八四三	二二六、六七八	最大	〃	
二二、六六四	一三八、二五八	〃	〃	大

山口県告示第三百二十六号

公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示（昭和五十八年山口県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から施行する。

令和八年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表料金の項中「四百八十円」を「五百二十円」に、「百七十円」を「百八十円」に改める。

山口県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、光市小周防地区産業団地（仮称）用地造成工事（第三工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

工 種		延 べ 面 積
掘削工 盛土工 コンクリートブロック工	一 光市小周防地区産業団地（仮称）用地造成工事（第三工区）	一九八、三六三立方メートル 一六七、四二〇立方メートル 二、二九八平方メートル
	二 工事場所 光市大字小周防地内 工事の概要	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

（一）共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年九月十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和八年十月七日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年十一月九日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三―六四七一）にすること。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁学校運営・施設整備室 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 四千六百八十七万六千五百五十六キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年五月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社グローバルエンジニアリング 福岡市東区香椎一丁目一番一号ニシコリー

ピング香椎二階

六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）

十二億七千八百二十三万七千三百円

七 入札公告日

令和八年四月十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第九十一号

個人演説会等を開催することができるとする施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「瀬戸老人憩の家	〃	神代四一四一の二	〃	九、二
本町老人憩の家	〃	大畠一一五三の二	〃	〃
柳井市大畠総合セン	〃	神代四八三〇	〃	〃
ター				
を「柳井市大畠総合セン	〃	神代四八三〇	〃	九、二
ター				
に改める。				

令和八年九月十一日印刷
令和八年九月十一日発行

発行人所

山口県知事庁